

飲食店のねずみ・ゴキブリ管理の頻度は？

原則として、月に 1 回以上の生息状況点検し、その結果に基づき、防除計画を策定し、適切な方法で防除作業をおこない、防除作業をおこなう場合は、医薬品又は医薬部外品を用います。

法的根拠は下記の通りです。

平成 20 年 1 月 25 日に厚生労働省健康局生活衛生課から「建築物における維持管理マニュアルについて」が発表されました（健衛発第 0125001 号）

そのマニュアルの第 6 章が「ねずみ等の防除」－ I P M（総合的有害生物管理）の施工方法－になっており、その中の〈基本的な考え方〉の中で、次のように書かれています。

〈基本的な考え方〉

平成 15 年 4 月から施行された建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）では、ねずみ等の防除に関して、① 6 月以内ごとに 1 回、定期的に統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ等の発生を防止するため必要な措置を講ずること、② **ねずみ等の防除のため殺そ剤または殺虫剤を使用する場合は、薬事法の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること**などが導入された。さらに、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成 15 年 3 月 25 日厚生労働省告示第百十九号）

では、**食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2 月以内ごとに 1 回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること**などが定められた。

https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/kankyoeisei/shinsei/tokuteikenchiku.files/tokutei_020.pdf

また東京都の「建築物環境衛生管理基準では、原則として月に 1 回以上の頻度で実施するようになっています。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/smph/tamakodaira/kankyou/kentiku/butunoisei/ekanrikijyun.html>